

## 「政策評価に関する基本方針」の一部変更について

- 「政策評価に関する基本方針」は、政策評価法に基づき、
  - ① 各行政機関が評価の実施のために定める基本計画の指針
  - ② 政策評価の質の向上等のために政府が講ずる措置
  - ③ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置について定めたもの。
  
- 上記③において、総務省が行う評価（※）の実施に当たっては、評価の客観性等を確保する観点から、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえることとされていたところ。  
（※）複数府省にまたがる政策の評価を行う統一性・総合性確保評価及び各行政機関評価の客観性を担保するための客観性担保評価
  
- 今般の独立行政法人改革に伴う政策評価・独立行政法人評価委員会の改組により、上記のとおり調査審議を踏まえることとされている審議会の名称を「政策評価・独立行政法人評価委員会」から「政策評価審議会」に改正したもの。

【平成 27 年 3 月 24 日閣議決定、同年 4 月 1 日施行】



政策評価に関する基本方針新旧対照表（下線の部分は変更箇所）

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><b>政策評価に関する基本方針</b></p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>（3）総務省の評価活動</p> <p>ア 統一性又は総合性を確保するための評価活動</p> <p>（ア） （略）</p> <p>（イ）これを踏まえ、次の政策について、重点的かつ計画的に評価を実施するものとする（これらの対象の選定について、総務省は、<u>政策評価審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）の調査審議を踏まえるものとする。）。</p> <p>（ウ）～（エ） （略）</p> <p>イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動</p> <p>（略）</p> <p>① （略）</p> <p>② 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定（必要性の認定に関し、<u>審議会</u>の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、<u>審議会</u>は、改めて評価を行うことの必要性等について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）</p> <p>③ 上記②の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねては評価の客観的かつ厳格な実施が確</p>	<p style="text-align: center;"><b>政策評価に関する基本方針</b></p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>（3）総務省の評価活動</p> <p>ア 統一性又は総合性を確保するための評価活動</p> <p>（ア） （略）</p> <p>（イ）これを踏まえ、次の政策について、重点的かつ計画的に評価を実施するものとする（これらの対象の選定について、総務省は、<u>政策評価・独立行政法人評価委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）の調査審議を踏まえるものとする。）。</p> <p>（ウ）～（エ） （略）</p> <p>イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動</p> <p>（略）</p> <p>① （略）</p> <p>② 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定（必要性の認定に関し、<u>委員会</u>の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、<u>委員会</u>は、改めて評価を行うことの必要性等について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）</p> <p>③ 上記②の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねては評価の客観的かつ厳格な実施が確</p>

改正後	現行
<p>保されないと認めるときに実施すべき評価（当該評価の実施に関し、<u>審議会</u>の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、<u>審議会</u>は、評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認める状況について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）</p> <p>④ （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>保されないと認めるときに実施すべき評価（当該評価の実施に関し、<u>委員会</u>の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、<u>委員会</u>は、評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認める状況について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）</p> <p>④ （略）</p> <p>3 （略）</p>